

年末年始は出張所

(区内8か所)のご利用を

住所変更・印鑑登録等を最寄りの出張所で手続き可能

年末年始は引越しの方の手続きで区民課住民記録係(区役所2階3番)が大変混雑し、手続き終了までに長時間かかります。住所変更や印鑑登録などは、区内にある出張所でも手続きできますので、お近くの出張所をご利用ください。

出張所・豊洲特別出張所
水曜延長窓口・日曜窓口(本庁舎・豊洲特別出張所)

区役所本庁舎と豊洲特別出張所では、毎週水曜は午後7時まで窓口を延長しています。

また、毎月原則第2日曜午前9時〜午後4時にも開庁し、住所変更や印鑑登録などの業務を行っていますので、平日にお仕事などで手続きが難しい方はぜひご利用ください。

※取扱業務が限定されています

※取扱業務が限定されています

表2 所在地および利用時間

①出張所(所在地)	電話
[利用時間] 平日8:30~17:00	
白河出張所(白河1-3-28深川江戸資料館内)	☎3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	☎3642-8306
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	☎5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1カメリアプラザ1階)	☎3683-3734
大島出張所(大島4-5-1総合区民センター2階)	☎3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	☎3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	☎3640-5355
②豊洲特別出張所(所在地)	電話
[利用時間] 平日8:30~17:00(水曜は19:00まで)、原則第2日曜(3月は第4日曜)9:00~16:00	
豊洲特別出張所住民係(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)	☎3531-6316

表1 出張所・豊洲特別出張所の主な取扱業務

①出張所の主な取扱業務
○住所変更(転入・転出・転居・世帯変更届)※1
○印鑑登録・印鑑証明書
○住民票・課税証明書(税の申告をしている方)・非課税証明書
○戸籍の証明(戸籍謄本・抄本・附票の写し)の交付
○国民健康保険の届出
○国民年金の届出の受付
○母子手帳の交付(保健相談所でも交付できます)
②豊洲特別出張所の主な取扱業務・問合せ先
○出張所で行っている業務
○戸籍の届出(婚姻届・出生届など)※2
○豊洲特別出張所戸籍係☎5859-0069
○児童手当・子ども医療費助成等の手続き※3
○子育て支援課給付係☎5859-0165

※1:外国人が国外から転入した場合や、新たに中长期在留者の資格を取得した場合の手続きは、区役所(区民課住民記録係)のみです。
 ※2:離婚や養子縁組の届出等および外国人の方の届出は、区役所(区民課戸籍係)のみです。
 ※3:児童扶養手当や特別児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成は、区役所(子育て支援課給付係)のみです。

ので、詳細は問い合わせください。
 ※水曜延長窓口は、祝日や年末年始の閉庁日には行いません。
 「豊洲特別出張所業務に関する問合せ先」
 豊洲特別出張所住民係

☎(3531)6316
 FAX(6228)2838
 区民課住民記録係
 ☎(3647)3162
 FAX(3647)9206

整骨院・接骨院にかかるとき

医療保険適用に正しい理解を

日常生活での肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外

柔道整復師の施術を受ける場合、負傷の内容によって医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。

「医療保険の適用となる場合」
 ○医師や柔道整復師に、急性または亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む)と診断または判断されて施術を受けたとき(内科的原因による疾患は対象外です。また、骨折および脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です)
 ○負傷原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のけがや痛み
 「保険適用対象にならない例」
 ○疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労
 ○脳疾患後遺症などの慢性病や改善のみに限らない長期の施術
 ○同じ負傷について保険医療機関で治療中の場合
 ○労災保険等適用の負傷等
 「治療を受けるときの注意」
 ○負傷の原因は正確に伝えましょう。医療保険は治療を目的とした場合に適用されますが、保険適用の対象とならない場合もあります。

「支払いの際の注意」
 ○施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう。内科的要素なども考えられます。
 「支払いの際の注意」
 ○領収書は、無料で発行されますので、必ず受け取りましょう。
 ○柔道整復師が長期にわたる場合、書面による代理人欄に署名する際は、必ず内容を確認して、署名しましょう(代筆も可能です)。その場合には捺印が必要(必ず)です。
 「支払い方法は2通り」
 ○柔道整復師に係る費用は本来、施術所に全額を支払い、一部負担金を除いた金額を医療保険者に申請して受け取ります。
 ○例外的な取り扱いとして、施術所で自己負担金を支払い、柔道整復師が患者に代わって保険請求を行う「受領委任」が認められています。どちらも施術を受けたときは、施術所が申請書を作成し保険者に提出しています。

☎(3647)3168
 FAX(3647)8443
 医療保険課係

政治家の寄附は禁止!!

お金のつかからない公正な選挙の実現のために

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が、選挙区内の人に寄附をすることは、法律で厳しく禁止されています。

また、有権者が政治家に寄附を勧誘したり、求めることも禁止されています。
 公正な選挙、お金のつかからない選挙の実現のため、ご理解をお願いします。

「禁止されているもの」
 ○お歳暮やお年玉、入学祝い、卒業祝い
 ○病氣見舞い
 ○開店祝いや落成式の花輪

「あいつつ状の禁止」
 政治家は、選挙区内の人に対して、答礼(相手方への返事)のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

「後援団体の寄附の禁止」
 後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人に花輪、香典、祝儀その他これらに類するものを出すことは、政治家本人同様禁止されています。ただし、一定期間を除き、後援団体が自らの設立目的により行う旅行や印刷物の発行等の事業に関しては、寄附をすることができます。

「忘年会や新年会の案内状には会費を明記」
 会費を徴収する忘年会や新年会などで、政治家の方を招く場合には、必ず案内状に会費を明記してください(金額は他の参加者と同じ金額)。
 「選挙管理委員会事務局」
 ☎(3647)9091
 FAX(3647)9592

ジェネリック医薬品差額通知を送付

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方へ

ジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかがわかるお知らせをお送りします。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べて価格が安くなっていますが、その有効成分含有量は同じで、有効性や品質、安全性が同等の医薬品です。また、薬事法に基づいた厳正な審査を経たうえで流通しています。ジェネリック医薬品を選ぶことで、医療の質を落とさずに自己負担を軽くするとともに、増え続ける医療費を抑えることができます。

この機会にご利用をご検討ください。
 「対象となる方」国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、生活習慣病等の医薬品が処方されている方で薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方
 ※すべての被保険者の皆さんにお送りするものではありません。
 「送付時期」国保・毎月下旬※同じ方に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。
 「後期高齢者医療」12月中旬

「注意事項」
 ○すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りません。

☎(3222)4513
 通知サポートデスク(発送日の翌日(12月中旬)〜1月31日(水)の平日午前9時〜午後5時)
 ☎0120(527)984